

○休講の取扱いについて

平成8年11月13日 第8回定例教務委員会  
改正 平成14年4月10日 第1回定例学務委員会

- 1 授業の休講は原則行わないこととし、どうしても授業が行えない場合には、事前に他教員と時間割を変更することにより対応し、「時間割変更承認願」を事務局教務課に提出することとする。
- 2 疾病、不慮の事故等などやむを得ない理由で授業が行えない場合は、「休講届」を事務局教務課に提出することとする。